福生市児童発達支援センター給食搬入特区

都道府県名: 東京都 申請主体名: 福生市

区域の範囲: 福生市の全域



特区の概要:

本市において、児童発達支援事業を利用する障害児は急増 しており、需要の増加に迅速に対応すべく児童発達支援セン ター(以下「センター」という。)を設置することとしたが、 施設面及びコスト面においてセンターでの給食の提供が困 難な状況である。

特例措置の活用により、給食の外部搬入を実施すること で、センターを利用する児童への給食の提供が可能となるだ けではなく、運営経費の大幅削減が図られ、経費及び人的資 源をセンターに求められている療育事業の充実に充てるこ とができ、市民の福祉の向上に寄与することが可能となる。

の特例措置:

適用される規制 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認 事業



福生市児童発達支援センター (福生市福祉センター内に設置)



指導訓練室 (専門的な療育を実施)